

第 16 回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2005 年 5 月 12 日

場所：花園飯店

司会進行：水田賢治（ジェトロ上海センター）

水田（ジェトロ上海）

早速ですが、1 番目は、「津田グループ長特許庁長官賞受賞について」です。日本では 4 月 18 日が「発明の日」と定められており、知財分野で活躍された個人、あるいは企業に対して日本政府から表彰するという制度があります。実はこの度、上海 IPG が発足して以降、ずっとグループ長をやっています住友化学の津田グループ長が、特許庁長官賞を受賞されました。

昨年は、北京 IPG のグループ長であるヤマハ発動機の細川グループ長が経済産業大臣賞を受賞されており、これで 2 年連続、北京、上海の IPG のグループ長が栄えある賞を受賞されたこととなります。

それでは、津田グループ長より受賞の喜びをよろしくお祈いします。

津田氏（上海 IPG グループ長、住友化学）

このたび、図らずも知的財産分野の専門家でもない私が特許庁の長官賞を受賞して、大変恐縮しています。これはひとえにジェトロ上海の水田様はじめ、上海 IPG の皆様のお陰によるものと、この場をお借りして心から厚く御礼申し上げます。

受賞の理由はお手元の資料のとおり、上海 IPG ならびに中国に進出している外資系の工業会の知的財産権保護活動が評価されたということです。特に上海 IPG の運営については、これまでオムロンの宇野様をはじめとする運営幹事の皆様方のお陰であります。私自身、具体的にはグループ長としてどこまで責務を果たすことができたのか反省しています。

中国における知的財産権の課題については、中国という特殊な背景から、単に模倣品問題にとどまらず、ますます複雑な問題が顕在化してきています。日本政府、特に特許庁、経済産業省は日系企業の知的財産権保護を重要課題として取り上げ、また中国関係当局との具体的なアクションを取っておられます。また、先月上海では、日本知的財産協会と中国現地の協会との間で初めてセミナーも開催されました。このように、官民挙げてこれらの課題に取り組んできています。特に、上海 IPG も日本政府からの支援、ジェトロ、また現地進出企業を主体とする活動の一環として、今後ますます発展が期待されていると思います。

前回の総会で、2005 年もグループ長を皆さんから再任され、ご了承を頂戴しています。微力ではございますが、事務局の水田様、また新運営幹事の皆様方のご協力をいただいて、一致団結して上海 IPG の活動が皆様方の日ごろの知的財産保護活動に少しでもお役に立てるように頑張っていきたいと思ひます。

改めて、皆様方に受賞の感謝を申し上げるとともに、今後とも皆様方のご協力をくださるよう、よろしくお祈い申し上げます。ありがとうございました。

水田（ジェトロ上海）

引き続き、今年度の上海 I P G 運営幹事のご紹介ということで、お手元に、「2005 年度上海 I P G グループ長及び運営幹事」というペーパーを配付しています。今年度はこのメンバーで上海 I P G 運営幹事会を進めていきます。ちょうど、前回の会合を欠席されていた富士フィルムさんから一言、運営幹事としての抱負をお願いします。

森田氏（富士フィルム）

私は 2001 年 9 月に上海に赴任しました。ちょうど、会社の投資会社の設立というところで駐在員になりました。

正直、知的財産という分野は全くの素人でございます。この役割を水田さんから依頼されかなり躊躇したのですが、上海 I P G の皆さんは知的財産の専門家でない方が結構いらっしゃるということで、知的財産の専門家でない方の目でよりわかりやすい I P G の活動をやっていきたいというお言葉がありました。そのような皆様の代表のつもりで、わかりやすく、かつ素人の方でも質問しやすい雰囲気はこの I P G の会合でつくっていければいいかと考えています。微力ではございますが、1 年間、とりあえず皆様と一緒に頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

水田（ジェトロ上海）

森田さん、どうもありがとうございました。森田さんはこれまで会合でも何回か質問されたり、知財専門ではないのですが、森田さんのムードメーカー的な人柄を見て、是非幹事になっていただきたいということで口説きました。今年度、幹事の皆さんと協力して上海 I P G を盛り上げていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、ジェトロも最近新しい顔ぶれになりました。本日、ジェトロ上海所長の藪内、東京本部知的財産課上席課長代理の西本、広州事務所の知財担当として派遣された川名、この 3 人が会場にきています。それぞれ、一言挨拶をさせていただきます。

藪内（ジェトロ上海）

3 月 20 日、前任の丸屋の交代として着任した藪内正樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私どもジェトロでは、上海事務所のほかに、中国には北京、大連、青島、広州、香港も含めると 6 カ所事務所を置いています。そのうち、広州と青島は昨年度に開設をしたばかりです。

この 6 カ所の中国事務所の業務のおよそ 8 割は、中国に進出する日系企業の支援ということになっています。1 つは法務、労務、税務、あるいは知財権保護といった面における支援です。もう 1 つの側面は、中国の市場開拓を支援する。大きく分けて、その 2 つの面から日系企業、あるいは日本企業の中国ビジネスを支援することを行っています。これが仕事の 8 割ほどを占めています。

残り 2 割は、日本に進出しようとする中国企業の支援です。市場にアクセスする、あるいは中国に投資する。最近は何となく日本企業を買収するといった形で、対日投資を行う中国企業も出てきているわけですが、この中国企業支援が 2 割ほどの仕事になっています。

知的財産権保護の課題については政府の重要施策になっていますし、それを受けて私もジェトロでは人を当て、体制をつくって取り組んでいるところです。間もなく、6月中旬には「第3次官民合同ミッション」がまた北京を訪問することになっています。

最近、この1、2年は中国政府、あるいは地方の主要都市、小市の政府などでも知財権保護の取組みを強化しているところでして、私どもの目指すところとかみ合うところがだいたい出てきているように思います。日本対中国、外国対中国という構図ではなくて、中国の中で知財権保護に力を入れる人たちと手を携えて、成果を上げていくという時期に入ってきていると思います。是非皆様の力をいただきまして、私どもなりに貢献できればと思っています。よろしくお願いいたします。

西本（ジェトロ東京本部知的財産課）

ジェトロ東京本部知的財産課の西本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私自身は4月から知財課に配属されまして、それ以前は全く知財というものにかかわりがなく、また、欧州に駐在していたものですから、中国というものにも縁がありませんでした。今回は14年ぶりに中国を訪問したのですが、中国の変化の速さを実感いたしました。

東京本部としましても、中国の知財問題解決に尽力していきたいと考えており、特に北京、上海のIPG、今年度立ち上げ予定の広州IPGについては、万全の体制を整えてバックアップしていくつもりです。知的財産課も、昨年度3月で7名の体制であったところを現在、3名増やして10名としました。この行革の時代に人が増えるということはほとんどないのですが、それだけジェトロが知財に力を入れているということをお感じになっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

川名（ジェトロ広州）

川名洋次郎と申します。よろしくお願いいたします。広州ではまだ、上海IPGのようなグループを立ち上げてはおりません。前年度、知的財産にかかわるセミナーを開催して、多くの方に参加していただき、そのような要望、ニーズがあるということは広州事務所としても把握しています。なるべく早くIPGを立ち上げまして、日系企業のお役に立つような体制を整えていきたいと思っていますので、皆様のご協力を賜りたいと思っています。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、「昨年度の上海IPGの活動総括」と「今年度の活動について」、津田グループ長よりご説明、ご報告いただきます。

津田氏（上海IPGグループ長、住友化学）

ご指名により、2004年上海IPGの活動の総括をご報告いたします。上海IPGは2002年9月20日に発足してから約1年8カ月が経過しています。発足当初は47社の団体であった会員も現在は96社・団体まで拡大し、現在まで合計16回の会合を重ねてまいりました。また、中国の華東地区における知的財産権問題の情報交換の場として定着しつつある。こういう背景のもとに、2003年度は情報交換会を中心にやっていましたが、模倣品対策のため、北京IPGとの初の会合、合同プロジェクトということで摘発支援集の作成を計画していました。

2004年度はこの支援集をツールにして、一層中国の各政府機関との連携を強化していく。そして、これまで手付かずであった欧米、政府機関、業界団体、企業との連携にも積極的に取り組んで、日系企業の中国における知的財産権問題の改善に資する活動を実施していくということを皆様方にご報告し、活動してまいりました。活動内容については項目だけで、あとはそのあとの総括でご参考いただければと思います。

まず、「中国政府関係、業界、団体、企業との積極的な意見交換の実施」ということで、2003年度は各関係機関との交流、意見交換、また知的財産権摘発支援集を活用して、中国政府機関との意見交換を活発化する。政府機関、業界団体との連携の模索、これもあとでご報告するような形でQ B P Cとの会合もやってきました。また、日本からの訪中団体との積極的な交流も課題にあげておりました。あと、北京I P Gとの連携強化、情報発信の拡大。このように上海I P Gの会合をずっと重ねてきていますが、第15回会合にて、2004年度中の6回の会合をメンバーの皆様がどのように評価していただいているか、アンケートを頂戴しました。その結果、「満足」、および「まあまあ満足」という回答が約89%を占めています。一方、「やや不満」というご意見もありました。

また、2回目のアンケートも実施しています。これはいままで何度もご説明していますが、皆様方のいろいろなご意見をできるだけたくさん集め、結果に基づいて、この次の会合、またはその明くる年の年度計画等に積極的に取り入れていくようにしていますので、このアンケートは非常に重要だと思っています。

アンケートの結果、かなりいろいろ改善された点があります。1番目には、中国における知的財産の年間予算がほとんどないという割合が2003年の調査では59%ありましたが、それが48%に減少しています。ということで日本サイド、また現地サイドでの知的財産関係の予算が増加しているという傾向が見られています。日本本社からの支援が拡大したというご意見もいただいています。

3番目に、中国政府機関との積極的な意見交換、これも摘発支援集を利用して、中国の5カ所でセミナーを開催しています。この中で特に評価できる点は、すぐに反応があった広東省の技術監督局向けのセミナーで、江門の技術監督局からY K Kさんのジッパーについて、工場も摘発したということです。これをこのセミナーの成果として発表しています。また、江蘇省のセミナーについても、NSKブランドのベアリングの模倣品についても、この小冊子のお陰でどこへ連絡したらいいか、取締りのチームのお役人と私ども日系企業との交流が非常に円滑に行くようになったと。

4番目に欧米政府機関、業界団体との意見交換ですが、これもQ B P Cの会員であるJohnson&Johnsonの方をお招きして、いろいろとご経験を話していただき、また意見交換をし、相互交流を図ることができました。日本からの訪中団との積極的な交流、また北京I P Gとの連携、情報発信の拡大、特に情報発信の拡大については会合の議事録をホームページへ掲載していますし、その掲載内容も大幅に改善されています。もう1つ、中国知的財産関係の政府機関のリスト、これも事務局から皆様方に配付していただいています。これについても評価しているというご意見をいただいています。

上海I P Gメンバー相互の情報交換ということで、会員の各社のご経験なり知見をご紹介いただいて、私ども日ごろの活動の参考にさせていただくということで情報の共有化を図ってきました。これについては引き続き、知的財産権侵害に対する有効な事例をタイムリーに、会員の皆様方から発表いただいて、今後の参考とさせていただきたいと思います。

あとは調査会社、CUIPPC、Deal-China、Z I C等の紹介です。調査会社の皆様方から成功事例、失敗事例というのはなかなか発表してもらえないのですが、そういうようなことも紹介いただきました。以前にも調査会社の紹介をいろいろいたしました。実際に具体的なアクションを起こすときにどういうところと相談したらいいのか、皆様方もいろいろな選択肢が増えたのではないかと思います。

最後に「営業秘密の流出防止について」、これは会員の皆様方、非常に関心がおありのところだったと思います。これについては経済産業省知的財産政策室、および弁護士法人キャスト様から、営業秘密流出に対する日系企業の対応についての意見交換も行いました。以上が2004年度の活動の総括です。

2005年の上海IPGの活動についても、旧運営幹事グループ、また今回の新運営幹事グループでいろいろ論議を重ねてきました。先ほども申し上げたように、皆様方のアンケートが非常に重要なキーになっています。そういうことから、上海IPGは2002年9月20日に発足して以来、15回の会合を重ねてきています。

2003年度はこのような知的財産権摘発支援集などを作成、2004年についてはこの支援集を利用して、一層中国の関係当局との交流を緊密化することができました。2005年度は従来の活動に加え、中国における知的財産権問題解決の近道となるようなワーキンググループを新規のアイデアとしてやっていきたいと思っています。

具体的な活動内容として、「共通の課題に取り組むワーキンググループによる活動」ということで、現在上海IPGのメンバーは96社・団体となっていますが、各業界によっていろいろ検討されていく、または方針等がやや異なる場合があります。そういったことから、より問題解決の近道になり得るワーキンググループを立ち上げ、上海IPGの会合とは別にそういう活動を実施できないかということ論議していました。

例えば「上海IPG消費者保護委員会」、または「上海IPG中国人スタッフの部会」、「上海IPG模倣品水際対策部会」、または「中国企業交流部会」、「欧米企業交流部会」というような部会、1つのワーキンググループを立ち上げて、実際により役立つような、実際目に見えるような活動をしてはどうかという意見が非常に多くありました。是非、このうちいずれか、年内には活動を実施したいと思っています。

2番目は「中国政府関係機関、業界団体、企業との積極的な意見交換の実施」です。2004年は支援集を活用して、日系企業の知的財産問題の改善に向けて、中国政府機関との意見交換を実施してきました。2005年には引き続き中国政府機関、今回は5つの場所でやったのですが、そういう意見交換会も少しずつ輪を広げていって、特に当局と私どもの関係を強化して、活動の支援体制を確立したいと思っています。

3番目に「日本からの訪中団体との積極的な交流」です。可能な限り、いらっしやるミッションとは交流、また連携強化を図っていきたいと思っています。

「北京IPGとのさらなる連携強化」、いろいろな課題がこれから出てくるかと思っています。いずれにしろ、中国では北京、上海、そのほかの所からもグループが出てくるかと思いますが、連携を強化していこうとです。

「情報発信の拡大」、現在ホームページ上に開設しているIPG関連コーナーの充実をさらに改善、内容を充実化し、マスコミとも協力してさらなる情報発信に努めていきたいと

思います。

「欧米企業の情報交換」、いま欧米企業も私どもと同じようないろいろな問題に直面しています。これからもっと機会を設けて、欧米企業との情報交換をもっと活発化し、今後私どもの業務というか、活動の1つの支援材料にしたいと思っています。

以上、活動内容として、6つの具体的な案を作成しました。特に、これから最初のワーキンググループを作り上げるということは私どもも最初の経験です。特に、部会をもし立ち上げたとしても、やはりリーダーになっていただく方も必要です。また、それに協力する方が一緒にいらっしやらないと、皆様方は本業がございますのでなかなか時間が割けないと思います。でも、私どもは、そのメンバーになっていただく方にはできるだけ協力して、負担がかからないようにして、是非1つでも2つでもこの部会を今年中に作り上げていきたいと思っています。今後ともよろしくお願い申し上げます。以上です。

水田（ジェトロ上海）

津田グループ長、どうもありがとうございました。続いて、今年度の上海IPG活動として、新規でご提案いたしましたワーキンググループについて補足説明します。

お手元に、「2005年度上海IPGワーキンググループに関するアンケート」という、1枚のペーパーを配付しました。これまで2年半の上海IPG活動内容は、上海IPGメンバー、米国企業、中国企業、上海市政府機関などの講演が中心でしたが、やはり個別具体的な課題、いわゆるかゆいところに手が届くためには、2ヶ月に1回の総会だけでは限界があると思っています。

上海IPGは2年半でメンバーも増え、知財専門の方も増えて、日本からも評価されていますけれども、さらに具体的な成果を出していくためには、個別の課題に取り組むワーキンググループ活動を行ったほうがいいのではないかという意見が前回、4月5日の上海IPG運営幹事会のときに出ました。それを受けて、今回、この場で皆様に初めて諮るのですが、今回参加されている皆様の中でどれぐらいの方がワーキンググループ活動に関心があるのかを知りたいと思い、アンケートを用意しました。

先ほど津田グループ長からもありましたが、ワーキンググループ活動はやはり核となる方がいらっしやらないとなかなかうまくいかないことを経験的に知っています。皆さんが抱えている問題で、1社ではなかなか解決できないけれども、数社集まれば解決できる場合もあります。

このアンケートですが、今日配付して、すぐ回答というのは難しいと思います。とりあえず持ち帰ってご検討いただいて、関心があるという方は5月24日までに、ジェトロ上海までご連絡をお願いします。

このアンケートには、ワーキンググループとして取り上げる活動案を5つ書いています。これは上海IPG運営幹事会が作成した案ですので、他にやってみたいことがありましたら、適宜記入いただいて構いません。是非、忌憚のない意見をいただければと思います。

私のイメージでは、ワーキンググループメンバーができるだけ主体になっていただいて、活動内容を決めていこうと思っていますので、まだ具体的な活動内容はできていません。いきなりペーパーをもらって、今日話をして、すぐにはアンケートに記入できないと思います。あるいは、もう既に実は自分はこのようなことをやりたかったという方もいらっし

やるかもしれません。是非、2ヶ月に1回の上海IPGの総会以外に、何か具体的な取組みができればと思っています。積極的な意見をお待ちしています。

ここまで、昨年度の総括、今年度の活動方針、このワーキンググループについて報告・説明しました。何かご意見、ご質問がありましたら挙手願います。特にないようなので、続いて、上海IPG新規メンバーのご紹介をいたします。簡単にご挨拶をお願いします。

青木氏（アイアット国際特許業務法人）

はじめまして。今回から上海IPGに参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。我々、アイアット国際特許業務法人は東京の新宿に本社があります。そのほか、長野県千野市と、ここ上海に支店があります。我々の特許業務法人には、8名の弁理士と1名の専利代理人（弁理士）が属しています。ここ上海支店については去年の4月に設立、今年の4月から私、アオキが赴任してまいりました。

こちらでは日本からの中国出願のサポートのほか、日系企業から相談を受けたり、そのほか一緒にいろいろな問題に対して取り組んでいくことが主な業務となっています。私自身は4月に来たばかりでいろいろ不慣れな点もありますが、問題がありましたらご相談いただいで、一緒に知的財産に関して考えていけたらと思っています。以上、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

松井氏（大江橋法律事務所）

私は1998年から上海に駐在して、そのあと2年ほどアメリカ留学をはさんで、また一昨年に上海に帰ってきました。留学前からずっと、水田様には知的財産に関する勉強の機会をいただいています。また、このようなIPGに参加する機会をいただき、非常に光栄に思います。

私どもの事務所は法律事務所です。知財ばかりを扱っているというわけではありませんが、1995年に上海事務所を開設してから、日本企業の対中直接投資支援、技術移転、合併の設立の中での技術関係のトランザクションもやってまいりました。

最近、とみに思うのは、留学前に比べて中国における技術関係の取引も複雑化しているし、移転される技術もどんどん高度化されている。また、移転先の企業のキャッチアップも大変レベルが上がってきているので、契約も非常に慎重にしなければならないと。

また、M&Aなどにかかわる中で法務監査、デューデリジェンス、特に日系企業の監査などを行うと、どうも知財が流出しているという場面に出会うこともあります。どのようなスキーム、どのような契約でそういうことを防止できるかをずっと考えているのですが、なかなか良い案が出てこない。スキームを探しているという状態です。皆様と一緒に勉強させていただき、日本企業の知財保護等に少しでもお力になればと存じます。以上です。

土橋氏（上海三共製薬）

ご存じのとおり医薬品、特に研究開発型の新薬というものはまさに知的所有権の固まりであります。今日お配りの資料、「日本の十大発明」の中に2人ほど、高峰譲吉というタカジアスターゼを発明した人間、鈴木梅太郎という世界で初めてビタミンを見つけた人間が出ております。この2人は三共の歴代の社長或いは技術担当者でありました。我々研究開

発型の製薬会社は、まさにこの知的所有権の保護無くしては、継続した研究開発投資はありえません。

中国における医薬品の知的所有権の保護については、改善はされてはいるものの、いまだに大きな課題であります。新薬申請時の情報の漏洩、製法特許の迂回による数多くの類似品の上市などなど。

そういう中で、欧米日製薬企業は、中国市場を無視することは出来なく、知的所有権の課題を抱えながらも、熾烈な競争を繰り広げております。

今回初めて参加させていただくわけですが、是非とも、皆さんのいろいろなお知恵を拝借して少しでも事業展開に生かしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

小林氏（ニチアス）

私自身は3年前に赴任いたしました。そのころから、中国において私どもの製品の偽物が出回っていることがわかっています。私どもの商標は「とんぼ」なのですが、昆虫ですので羽が4枚、ところが中国は不思議なもので6枚羽のとんぼの商標が出回っている。それがこちらでの現実です。

そのような簡単なところから問題意識が出てきまして、先日、水田さんとお会いしてご相談した結果、皆様と同じ会合に参加させていただくことになりました。よろしく願いいたします。

水田（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。現在上海IPGは大体100社のメンバーで構成されています。今回、また新しく特許関連の事務所の方がメンバーに加わりました。また、これまで医薬品メーカーの方は参加されていませんでしたが、医薬品は許認可の問題など中国でいろいろな課題を抱えています。

ここで皆様にご連絡があります。前回の会合のとき、皆さんが知りたい内容を記入してくださいというアンケートを行ったところ、全部で7つの質問が来ました。それをどのように処理しようかと前回、4月5日の幹事会で話し合ったところ、上海IPGのメンバーの中に商標代理事務所、コンサルタント会社、法律事務所がいらっしゃるの、そういう方々から回答していただきましょうということになりました。これについては回答していただける方々から既に内諾をいただいております、回答をいま作成しているところです。3月9日に質問をいただいて、もう約2ヵ月経過してしまい申し訳ございませんが、ご質問された方はいましばらくお待ちいただきますようお願いいたします。なお、上海IPGメンバーの皆様には質問と回答をすべて共有するようにいたします。

引き続き、TOTOさんより「中国における権益保護活動」について、ご講演いただきます。よろしく願いいたします。

東陶は、1917年5月15日、北九州市小倉に「東洋陶器株式会社」として設立された。小倉に設立した理由は、当時、小倉では衛生陶器生産に必要な、原料としての陶土が入手しやすかった、当時小倉近郊に製品を作るのに必要な石炭の炭鉱があった、下関港、門司港が近くにあり、原料や商品の輸出などにも便利であった、ことが挙げられる。

1969年には、商標も消費者が覚えやすいように「Toyotoki」から現在の『TOTO』（以下、本文中のTOTO商標については『TOTO』と表記する）に変更した。1970年には生産規模の拡大とともに、グローバル化を図っていくうえで、「東洋陶器株式会社」という社名が相応しくなくなったため、「東陶機器株式会社」という現在の社名に変更した。1977年にはインドネシアに初めての海外拠点となる合弁会社を設立した。その後、韓国、タイ、台湾、米国、中国、マレーシア、フィリピン、ベトナムにも相次いで工場や合弁会社を設立した。1980年には、東陶が独自に研究開発した「ウォシュレット」が大ヒットした。

1998年、東陶は世界で初めて超親水性技術「ハイドロテクト」という光触媒による親水性を発見した。それには防汚・抗菌の効果があるということで、技術をさらに研究して商品化した。この発明により、東陶は特に日本国内では光触媒に関する特許を多数出願し、権利化できた特許で、商品化を行い、神奈川県茅ヶ崎市にある子会社、「東陶フロンティアリサーチ株式会社」（以下、東陶フロンティア）で、主に光触媒特許のライセンス・ビジネスを行っている。

1990年代からは次第に海外のノウハウも活用し、海外において製造・販売ともに東陶が主導するマジョリティ経営に切り換えた。特に2000年からは日本と海外の現状に合わせて、海外市場における生産・販売を強化し、また、海外で生産した商品の日本向け輸出を増やし、日本市場においてコストダウンを図った。同じ2000年には日本全国の工場でISO14001を取得し、2003年には、「リモデル新宣言」（注2）を発表した。

2004年度の売上高（連結決算）は4,842億円、2005年3月現在の従業員数は18,519人（連結）、2005年7月現在、日本全国に合計8カ所の工場と13の販売支社を含む営業と物流の拠点が120カ所あり、海外拠点は、17社の海外子会社と、4ヶ所の本社直営の営業所となっている。

現在東陶の製品は、衛生陶器をはじめ、ウォシュレット、システムトイレ、タイル、建材、水回りといったアクセサリ、介護用品などレストルーム商品、システムバス、給湯器、システムキッチン、洗面化粧台といった、バス、キッチン、洗面関連商品、ニューセラミック商品や光ファイバーのコネクターであるフェノールといった全く異なる分野、の3つのカテゴリーに分かれている。

< 中国ビジネス成長の原動力は個人住宅用商品 >

東陶の中国とのビジネスの始まりは、1979年、中国の迎賓館である北京の釣魚台国賓館というホテルに、東陶の商品を納入したことにさかのぼる。1980年代に入り、中国の高級ホテルやオフィスビルを中心に商品を納入したが、当時はまだほとんどが日本からの輸出品であった。1990年代に入ると、中国では東陶の高級ブランドイメージも確立し、中国ビジネスの拡大とともに1994年、中国で最初の生産拠点となる北京東陶有限公司を設立した。

翌1995年には、中国各拠点の統括会社となる東陶機器（中国）有限公司（以下、東陶中国）を北京に設立し、主に中国業務の統括や商品の販売を担当している。現在、統括会社傘下には営業所が7カ所あり、中国の販売を地域別に担当している。東陶がマジョリティーを取得している製造会社は北京、大連、南京、上海、広州に合計8社、また、関係会社が廈門と広州にある。

1980年代は、高級ホテルやオフィスビルをターゲットの中心にしていたが、現在の中国市場では、個人住宅向け需要が約6割を占めている。高級ホテルやオフィスビルもそれぞれ

れ依然としてシェアはあるが、個人住宅市場に力を入れており、中国ビジネスは、現在の中国における住宅需要の高まりによって順調に進んでいる。

<日本本社から専任の中国人社員を派遣>

東陶の知財活用方針は「知財を重要な経営資源の1つと位置づけ、その活用による事業の収益の最大化を図るとともに、広く知財を尊重する企業経営を推進すること」である。知財を保護し強化する取組みとしては、発明・創造の奨励と出願、知財の権利化活動、権利の活用、知財の保護意識の高揚、がある。

東陶本社の体制は、まず研究技術グループがあり、その中に、全社の知財権を統括管理し、事業部を横断する『知的財産部』と前述の『東陶フロンティア』がある。研究・開発は、主に日本国内の各事業部、研究開発センター、研究所で事業に応じて行い、そこで創造された発明や新しい技術を日本国内およびPCT国際出願（注3）によって海外に特許出願している。

それぞれの国・地域の法律によって、権利化の結果は必ずしも一つではないが、これらを踏まえ、現地における知財戦略を策定し、そして権利を活用する。これは全て、海外の事業を展開するためであるが、一口に海外と言っても、それぞれの国・地域によって特徴があり、特許を活用する場合には、現地の状況に応じて対応することが大変重要である。

特に中国においては、権利化自体に時間がかかる上、第三者による権利侵害も多々存在するなど特殊な状況があるため、東陶中国に権益保護室を設置し、日本の知的財産部に所属していた中国人社員を派遣した。権益保護室の主な業務内容は、中国における特許出願とフォロー、コーポレートブランドの管理と保護、中国でのみ使用する商標の出願、模倣品対策と権益保護活動、などで中国国内の状況が複雑であるがゆえに多くの業務が発生している。

<中国において直面する数々の知財問題>

現在直面している中国の知財問題は、商標と意匠に関するものが多く、第三者による東陶の商標登録、模倣品被害、商標の無断使用、類似商号、ドメインネーム問題、といったものである。

まず、第三者による東陶の商標登録については、現在中国の商標代理事務所を通じ、定期的に国家工商行政管理総局から取り寄せた「商標公告」をチェックしているが、例えば、石鹸置きやトイレトーパーホルダーといった、東陶が実際に生産している商品分類で、『TOTO』が公告されていたケースがあり、これらについては異議申立てを行っている。

この他、東陶が生産していない第9類（スピーカーなど音響商品の分類）に、『TOTO』に酷似している商標が登録されているといった悪質なものもある。

模倣品被害については、『TOTO』の付いた小便器の購入者から水漏れのクレームがあり、東陶のアフターサービス担当者が現場に行ったところ、模倣品と判明したという事例がある。模倣品と真正品を比較すると、最後に水を抜くときの出口の穴の位置、型番のシールの形、色番のシールの位置など異なる部分もあるが、アフターサービス担当者でも識別が難しく、一般消費者がそれを見分けることは困難であるとのことである。

また、浴室換気扇の事例では、これもクレームを受けて、アフターサービス担当者が現

場に行ったところ、模倣品であることが分かった。というのも、東陶は中国で浴室換気扇を生産していないが、東陶がいかにも生産していると思われる商品に、無断で『TOTO』を付けて販売されていた。

商標の無断使用について、東陶は中国では全て代理店経由で販売している。北京で開催された展示会で東陶の社員が見つけたものは、出展ブースに無断で、『TOTO』の看板を掲げ、東陶の真正品を販売しており、さらに、名刺には「東陶中国総代理」と書かれていた。実際には、東陶の中国総代理は「東陶機器（中国）有限公司」のみである。

類似商号については、「東陶陶瓷有限責任公司」（江西省）「東陶電子潔具有限公司」（広州市）といった企業が存在しており、衛生陶器、センサーやノータッチの金具を販売している。

ドメインネーム問題については、無関係な中国企業に「www.中国.東陶」を登録されたり、広東省中山市の建材メーカーに、「東陶.中国.com」を登録されたりしていたとのことである。

一方、東陶も、「東陶中国」、「中国東陶」、「東陶金具」、「東陶衛生陶器」など、東陶が付くドメインネームをかなり多く登録しているが、考えられる組み合わせがあまりにも多すぎて、対応に苦慮している。

< 模倣品事例から学んだ教訓 >

前述の浴室換気扇については、その後、調査会社経由で調査したが、調査結果が出る前に、さらにバージョンアップした模倣品が登場した。最初の模倣品には、「上海 TOTO 電子有限公司」と製造者は記載されていたが、住所など連絡先は一切記載がなかった。一方、バージョンアップした模倣品には、「製造監督企業：上海 給湯器有限公司（以下、上海 ） 製造者：浙江省嘉興市××電気有限公司」とあり、しかも両方とも堂々と連絡先まできちんと書かれており、かつ、上海市場に出回っていたため、影響も大きかったので摘発した。

上海 の住所として書かれていた上海市金山区のその場所には、確かに会社は存在したが、全くの別会社で、しかも製造監督会社ではなかった。一方、製造者は嘉興市に確かに存在し、工場もいくつか存在した。実際に生産しているようだったので、現地の工商行政管理局（以下、工商局）と協力してこの工場を摘発した。

これで終わったと思ったところ、上海市某区工商局が市場調査をしていた時に、新しい模倣品を発見した。同局から電話があり、真贋鑑定を求められたため、押収された商品を確認したところ、包装は若干異なるが製造者が同じで、同じく無断で『TOTO』を使用していた。模倣品製造メーカーは浙江省嘉興市海塩県に存在したが、現地の工商局に摘発された。

これら 2 件の摘発では、違法品の製造差止めを求め、処罰としては、両方とも違法品の没収と、罰金 1 万 5,000 元であった。

浴室換気扇問題が解決した矢先、上海の新聞『新民晩報』に、「模倣品が市場の抜取検査で不合格」という記事が掲載され、「品質問題嚴重製品及び企業」の中に、「多機能暖房機『TOTO』」とあった。しかし、これは東陶の製品と無関係であったため、消費者に及ぼす悪影響を考え、「前日掲載された、「多機能暖房機『TOTO』」は、東陶とは一切関係がありません」という記事を改めて掲載せざるを得なかった。対応が遅れると消費者に誤

解を与え、企業イメージをダウンさせ、販売にもかなりの影響を与えかねないケースである。

模倣品の形態も様々なケースが出てきており、自社製品群のみならず、自社製品とは全く関係のない分野まで広がってきている。

東陶としては、これら全ての模倣品に対処していく為、今後権益保護室の機能を更に一層強化していく考えてある。

水田（ジェトロ上海）

岳さん、どうもありがとうございました。非常に流暢な日本語で、これまでに上海 I P Gメンバーの約 20 社の方々に、各社の事例を発表していただきましたが、初めて中国人スタッフの方にしかもこれだけ長時間お話を聞いて、非常に素晴らしいと思いました。

いま岳さんからマスコミ対策という話がありました。先ほど、今年度計画中のワーキンググループのテーマとしては例えばマスコミ対策も考えられます。これまでも、各社の事例や、私がいろいろヒアリングしている中で、中国のマスコミに、例えば自社の模倣品が氾濫しているという記事を書かれた日系企業もありました。中国のマスコミに対して、自社の知財問題をどのように話していくかということは、多分、これから皆さんにとっても共通の課題になると思っています。本日の岳さんの講演は、そういった意味で、皆さんに対する問題提起になったと思います。

ちょっと時間が過ぎているのですが折角なので、もし質問がありましたら、ここでいくつか受けたいと思いますが、ご質問ある方、いらっしゃいますか。会社名とお名前をお願いします。

柴田氏（マキタ）

先ほどドメイン名の話が出て、実は、同じ問題に私も直面しておりまして、現在、20 弱をドメイン名の保護のために取得しております。費用も、1 個 1 個は少ないとはいえ、それだけになると、維持費だけでも相当な金額になっています。

ちょっとおかしいなと思うことがあって、それは何かというと、あるドメインを管理している会社が、「こういうドメイン名を誰かが保持しようとしている、取得しようとしている。24 時間以内に、あなたが保持するかどうか連絡しろ」と。そう言われると、非常に焦るわけです。

それで、どういうドメイン名を保持していくのかということで、非常に困ることもありまして、もしそのようなご経験があれば、お話をお伺いしたいと思います。特に、ドメイン名を、どの範囲までお取りになっているのかを含めてお答えいただければと思います。

岳氏（TOTO）

ちょうど、このドメインを担当する部署は、東陶中国上海の竹内が担当していますので、竹内の方から回答させていただきます。

竹内氏（TOTO）

いまのご質問ですが、同じような電話を受けます。「今週以内」とかですね。「もしお金を払わないと、申請届けの出ているほうに登録します」ということがあります。実は私もそういうことで悩んでいるので、どうしようかと思っているのですが、とりあえずそういうときは、一応申し込んで、お金を払っています。多分、業者もわかっているとは思いますが…。我々が、例えば、著名商標になれば最初から排除できるのでしょうかけれども、なっておりませんので、基準は、実は我々もまだ探し当てていません。その都度の対応になっているのが現状です。

それで、来たらとりあえず押さえる。しかし1回1回は、1年500元とか、5年で2,500元と大したことはないのですが、それがどんどん増えてくると費用もバカにならないので、ある程度何か対応しないといけないと悩んでいるのが現状です。お答えになっていないかもしれませんが、我々も悩んでいる状態です。

津田氏（上海 IPG グループ長、住友化学）

いまのドメインのことは、2年ほど前に私どもも経験しました。シンセンの会社から、某社が sumitomochemical の名称のドメインを申請しようとしている。24 時間以内に当社に申し込めば先に取得できるようにすると。といった内容でした。私どもは、背景が全然わからなかったので、スタッフが中国の4社か5社くらいの有名なドメインの会社へすぐに連絡しました。聞きますと、例えば私どもでは「住友ケミカル」で4種類くらい申請できるとのことです。

ただ、中国では1社が1つを取っておけば、そのあとは、「何々.cn」「何々.com」などといったものは、そのほかの会社は取得できないのだと聞きました。「org」は政府関係だから取得できませんが、当社の場合、4種類を取得し、1種を使用しています。最初のシンセンの会社は「5年契約をしなさい」と勧誘しましたが、上海のドメインの会社では、1年契約が原則とのことでした。それで、5年分の契約を主張することがおかしいと思い、上海の会社とすぐに契約しました。シンセンの会社には「もし当方に勧誘するなら、会社の営業許可証や批准書とか、そういうものを全部送りなさい」と言ったら、それを送付してこないのです。

ということで、xxxx.cn, xxxcom 等4種類を申請し、登録しました。それ以降はそういう話はございません。ですから、一度上海や北京の有名なドメインを管理している会社に相談されてはいかがでしょうか。

水田（ジェトロ上海）

ドメインネームの話は、ちょうど昨年後半から、私のところにも複数の相談がよせられています。例えば、「貴社の会社名が第三者にドメインネームとして登録されようとしている。72 時間以内にいくら払えばこのドメインネームは貴社のものになる」といった感じです。しかし、そのまま放っておいても1週間後にまた同じ連絡がくるといった怪しいケースもあります。最近このようなケースが増えていることを受け、中国の新聞に悪徳ドメインネーム管理業者名が掲載されたケースもあります。本当に全部が全部いい加減かということも判断できないのが現状です。

ただ、問題が発生した場合、北京の調停機関を利用する方法もあるようです。今後引き続き、ドメインネーム問題については情報収集し、皆様に提供できる情報があれば、また

メール等でご連絡したいと思います。もし皆さんの中でも、ドメイン名称問題に関し何か有益な情報等ありましたら、ご連絡お願いします。皆様でその情報を共有したいと思います。

それでは、もう時間が過ぎていますが、どうしても聞きたいことがある方はいらっしゃいますか。すみません、私からどうしても聞きたいことがあります。実は、今日ずっと岳さんの講演を後ろで聞いていて思ったのですが、岳さんは普段北京にいらっしゃって、多分相当な権限をもって中国の知財関係の仕事をされておられるというイメージを持ちました。岳さんの中国における知財業務の権限は、どれくらい与えられているのか。お答えいただける範囲で、岳さんでも結構ですし、今日日本からも知財部の方が来られているので、教えていただける範囲で手短にお願います。

竹内氏（TOTO）

岳は、日本から2004年ですから、1年前にこちらに駐在して、知財の専任でやってもらっています。それまでは、私も駐在員が問題は意識しながらも、片手間であるがゆえに見過していたところがありました。確かに現地とのやり取りの中で、先ほどありましたように問題点もいくつかありましたので、我々が日本サイドに要望し、理解してもらいまして予算を取って駐在しております。

ですから、いま岳は、知財の専任という形でやっております。現在は、一人では人数が足りないので、現地スタッフをもう1人雇って、専任者2名体制でやっています。あと、どうしても現地の組織との関係で迅速な判断も要りますので、それは我々の副総経理が岳の現地での上司という形になって、一々日本まで確認しなくても、その場で判断できるような形で実施しております。予算的にも、現地と日本からと両方、それぞれサポートをしながらやっているのが現状です。

水田（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。それではだいぶ時間が過ぎてしまったので、これでTOTOさんの話を終わります。いま一度、岳さんに拍手をお願いします。それでは5分間の休憩の後、オムロンさんの講演にうつります。

「中国知財の課題と打ち手」について（オムロン）

1. 中国特許出願

（1）特許の審査には時間がかかる。また、出願処理のうち、海外案件の95%が上位10事務所、海外案件の90%が上位20事務所に集中。

同じ案件で、比較的審査に時間のかからない実用新案と特許双方を出願するという方法をとる渉外事務所間で引き抜き合戦が発生。また、特許事務所設立がブームになっている。ただ、日系企業が依頼する事務所が限定されており、競合他社と同じ事務所に依頼するケースがある。情報漏洩のおそれがある。

渉外事務所の担当者の質を見極め、優れた担当者を選定する。技術分野ごとにリテインする事務所を分ける。

（2）登録特許の維持コストがかかる。

陳腐化した技術思想・特許を捨てる勇気を持ち、登録特許の選別をはかることが必要。

2. 中国特許活用

- (1) 国内競合他社、欧米競合他社、ローカルメーカーとの特許係争が発生する。
代理人と直接会って、先方の能力を見極める。すぐに依頼せずに、複数の代理人を比較しながら選別する必要がある。
- (2) 意匠など真贋判断しにくい案件、理解し難い権利主張はローカル企業いじめとしてマスコミからの批判の対象になりうる。
中国では国内企業に同情する向きが有る。正当性を主張できるように理論武装することが必要。
- (3) 裁判での証拠資料については、公証、認証、翻訳に膨大な手間がかかる。
翻訳については、料金が倍から10倍するが、裁判所が指定する翻訳機関を使用することが必要。

3. 模倣問題

- (1) 模倣品はなくなるか。
なくすのではなく、減らす活動をする。
商売上の流れのなかでの対策が必要。
- (2) 日本の関係団体の繰り返されるミッションに効果が出ない。長期的なビジョンがなく。各々の思惑があり、まとまりがつかない。国際知的財産保護フォーラムなどは訪問ありきというところがある。
団体の働きかけとエンフォースメントがリンクすることが必要。そうすれば当局の受け止め方も違う。税関に対する働きかけは業界をまたがった形で行なうことが効果的。
- (3) 消費者は模倣品でも満足してしまう。
政府関係者以外の一般消費者への教育については地道な活動しかない。コマーシャルなども1つの手段。

以上